

# 「東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度） 中間のまとめ」（概要）

## 第1部 計画の考え方

### 第1章 計画策定に当たって

#### 第1節 計画策定の趣旨

東京都高齢者保健福祉計画は、大都市東京の特性を生かし、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的とし、策定しています。

#### 第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせた、都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定しています。

#### 第3節 計画期間

平成27年度から平成29年度まで

#### 第4節 計画の進行管理

本計画では、計画の進捗による施策効果を更に的確に把握・分析・評価できるよう、新たに目標となる指標（アウトカム指標）を設定しました。（第3部第5章）

#### 第5節 老人福祉圏域の設定

都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を、二次保健医療圏に一致させて設定しています。

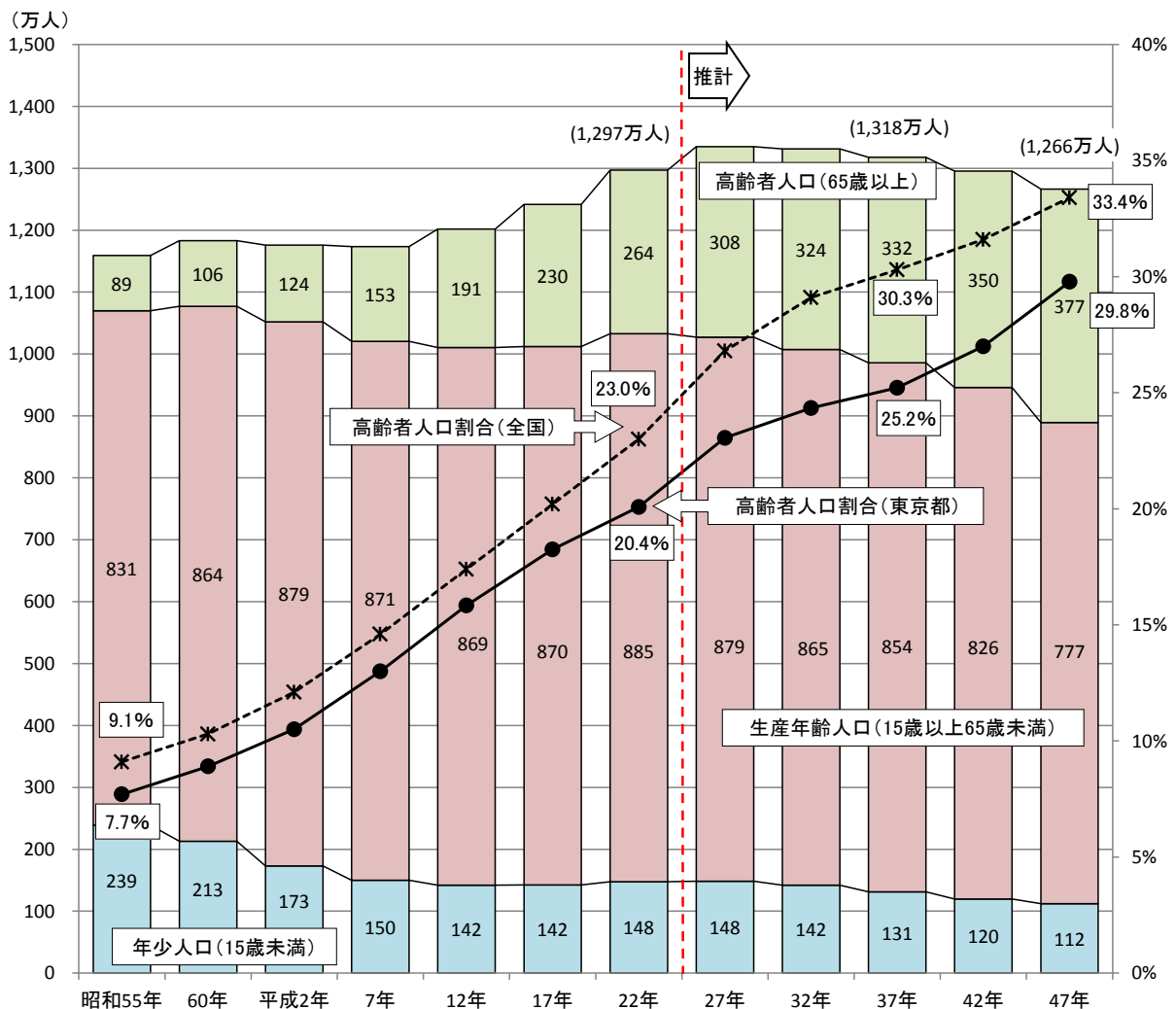
#### 第6節 他計画との関係

本計画は、都の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに区市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合性を図りつつ策定しています。

## 第2章 東京の高齢者を取り巻く状況

### ○ 人口構造

東京都の高齢者人口は、増加しており、平成22年には、約264万人で、高齢化率は20.4%となっています。今後も高齢者人口は増加が続き、平成37年には約332万人（高齢化率は25.2%）、平成47年には約377万人（高齢化率は29.8%）に達すると見込まれています。また、今後は後期高齢者が大幅に増加し、平成32年には前期高齢者を上回ると見込まれています。



### ○ 高齢者世帯の状況

平成22年に、高齢夫婦世帯は約50万世帯、高齢者単身世帯は約62万世帯となっています。東京都における一般世帯数は、平成37年までは増加すると見込まれ、とりわけ、後期高齢者単身世帯が大幅に増えると予測されています。

### ○ 認知症高齢者の割合

何らかの認知症を有する要介護認定者の高齢者人口に占める割合は年々増加傾向にあり、13.7%です。

## 第3章 目指すべき方向性

### 〔計画策定の基本的な方向性〕

介護保険制度の改正や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、東京都長期ビジョン、福祉・健康都市 東京ビジョンを踏まえて計画を策定します。

### 〔計画の理念〕

#### 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

人生の最期の瞬間まで、身体的、精神的及び社会的に自立して、自分の人生を自分で決定し、周囲からも個人として尊重され、その人らしく暮らしていくということは、誰もが願うことです。

そのためには、行政のみならず、都民、民間事業者も主体的にその役割を果たし、社会全体で、「高齢者の自立と尊厳を支える社会」を構築していくことが重要です。

#### 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現

たとえ要介護状態になったときでも、できる限り自宅で生活を続けることを多くの人が願っています。

誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者が、自らのニーズに合った保健、医療、福祉、住まいを選択できること、及び地域とのつながりを持ちつつ社会の一員として活躍できることを通じて、誰もが支え合う社会を実現することが重要です。

#### 確かな「安心」を次世代に継承

社会経済状況が大きく変化する中、現役世代が将来高齢期を迎えたときにも、個人の自立と尊厳が保持される社会であり続けることが、都民の不安の払拭へとつながります。

そのために、都は、都民の生活をしっかりと支える福祉保健施策を展開し、その「安心」を次世代に継承していきます。

## 【施策の方向性～地域包括ケアシステムの構築～】

限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、本計画の理念である「高齢者の自立と尊厳を支える社会」や「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」を実現していくためには、東京の特性を踏まえ、都内の各地域で地域包括ケアシステムを構築していくことが必要となります。

本計画では、平成 37 年までに都内の各地域で次の 5 つの状態が実現されていることを目指します。

①高齢者の生活を支えるため、適切な住まいが確保され、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤がバランスよく整備されています。

②高度急性期医療から在宅介護までの一連のサービス提供者間のネットワークが構築され、医療と介護の両方が必要になっても在宅生活が継続できます。

③様々な地域資源を活用して認知症高齢者が安心して暮らせるネットワークが構築されています。

④多くの人が介護の仕事に就くことを希望し、常にスキルアップを図り、やりがいを持って介護の職場で働き続けることができるキャリアパスの仕組みが構築されています。

⑤地域社会の担い手として元気高齢者などの多様な主体が参加し、高齢者が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らすことができます。



## **〔重点分野〕**

第6期（平成27年度から平成29年度まで）においては都が目指す地域包括ケアシステムの実現に向け、平成37年の東京の高齢者像を見据え、人口の密集やサービス提供主体の集積といった大都市の強みを生かしながら、以下の6つの分野について重点的に取り組んでいきます。

### **1 介護サービス基盤の整備 ～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～**

#### **【主な取組】**

- 医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができ、また、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、各種介護サービスを充実させます。
- 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設等について、サービスの質の向上を図るとともに、整備が進んでいない地域での設置促進や公有地等の活用により、介護サービス基盤の整備を進めます。

### **2 在宅療養の推進 ～医療と介護の連携強化による24時間の安心を目指して～**

#### **【主な取組】**

- 在宅療養推進に取り組む区市町村の主体的な取組の支援や、病院、診療所や訪問看護ステーション等の連携など、地域における在宅療養体制を都内全域に確保していきます。
- 入院早期からの退院支援や地域の受入体制強化など、在宅療養生活への円滑な移行を促進します。
- 在宅療養を支える人材の確保・育成に向け、医療と介護の連携強化を推進するための研修等を実施していきます。

### **3 認知症対策の総合的な推進 ～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～**

#### **【主な取組】**

- 認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策を推進します。
- 認知症の人と家族を地域で支える人材を育成するため、認知症介護の実践的知識・技術習得のための研修や、医療従事者等の認知症対応力向上を図る研修実施等の取組を進めます。
- 若年性認知症に関する総合的な相談窓口である東京都若年性認知症総合支援センターを運営し、早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。

#### 4 介護人材対策の推進 ～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～

##### 【主な取組】

- 都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、介護・福祉の仕事に関する普及啓発、学校等との連携による次世代の人材の育成、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、総合的な取組を進めます。
- 医療的知識の習得など、専門性の向上に向けた人材育成を積極的に支援していきます。

#### 5 高齢者の住まいの確保 ～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～

##### 【主な取組】

- 高齢者が多様な住まいを選択できるよう、住宅の供給促進や施設の整備を進めます。
- 高齢者が医療や介護が必要となっても安心して住み続けることができるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進します。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に、都独自の基準を設けるなどサービスの質の確保を図ります。

#### 6 介護予防の推進と支え合う地域づくり

～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～

##### 【主な取組】

- 地域包括ケアシステムの構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な実施に向けて、区市町村の介護予防機能強化に資する支援を行います。
- 経験豊富な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していきます。
- 就業を希望する高齢者の就業相談、能力開発、起業を志す高齢者の創業の場の提供などに取り組んでいきます。

## 第2部 計画の具体的な展開

### 第1章 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

#### 第1節 介護サービス基盤の整備

- 介護保険制度の保険者である区市町村が推計した、平成27年度から平成29年度まで、平成32年度及び平成37年度の介護サービス量の見込みを踏まえて、適切なサービス量の確保に努めていきます。**※介護サービス量の見込みは積算中**
- 医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して在宅生活を送ることができ、また、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤をバランスよく整備していきます。
- 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設等について、サービスの質の向上を図るとともに、区市町村と連携し、整備が進んでいない地域での設置を促進するなど、地域偏在の緩和・解消と東京都全体の整備水準の向上を図ります。

##### ☆平成37年の整備目標

事項	平成25年度末	平成37年の目標値
特別養護老人ホーム	41,340人分	6万人分
介護老人保健施設	20,057人分	3万人分
認知症高齢者グループホーム	8,582人分	2万人分

##### ☆主な施策（一部抜粋）

- ・借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業
- ・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業
- ・地域密着型サービス等重点整備事業

#### 第2節 第6期介護保険財政の見通し

- 区市町村に対し、介護保険事業計画の策定に当たり必要な助言や支援を行うとともに、区市町村の介護保険財政に不均衡が生じた際に、資金の交付又は貸付けを行う仕組みである介護保険財政安定化基金を設置するなど、制度の円滑な運営のための支援をしていきます。
- 地域支援事業について、区市町村における進捗状況を踏まえ、円滑に実施できるよう財政面から支援していきます。

### 第3節 介護保険制度の適正な運営

- 区市町村と一体となって、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化など介護給付適正化の取組を推進します。
- ルールに従って適正に介護サービスが提供されるよう、サービス提供事業者に対し、人員・設備等の審査を行い、事業者の指定をしていきます。また、指導検査等により、事業者に対して必要な助言や指導を行います。
- 「介護サービス情報の公表制度」の普及・定着に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価」の受審を促し、利用者が介護サービスを選択する際の支援と介護サービスの質の向上に努めていきます。

#### ☆主な施策（一部抜粋）

- ・介護給付適正化部会
- ・ケアプラン点検研修会[新規]
- ・ケアマネジメントの質の向上研修会[新規]

### 第4節 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営支援

- 高齢者を取り巻く種々の課題を解決し、大都市東京にふさわしい高齢者医療の確立、高齢者の健康保持、疾病・介護予防等に寄与するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営を支援します。



## 第2章 在宅療養の推進

### 第1節 医療と介護の連携の推進

- 東京都保健医療計画及び平成 27 年度に策定する東京都地域医療構想と整合性を確保し、区市町村とより緊密な連携を図っていきます。
- 区市町村における地域支援事業の円滑な実施に向けた支援を実施し、医療と介護の連携を推進していきます。

### 第2節 在宅療養体制の確保

- 在宅療養推進に取り組む区市町村の主体的な取組の支援や病院、診療所や訪問看護ステーション等の連携強化など、地域における在宅療養体制を都内全域に確保していきます。
- 入院早期からの退院支援や地域の受入体制強化など、在宅療養生活への円滑な移行の促進を図っていきます。
- 地域における小規模事業所の人材育成支援や訪問看護師の確保・定着への支援など、訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護ステーションへの支援を行っていきます。

#### ☆主な施策（一部抜粋）

- ・ 区市町村在宅療養推進事業[新規]
- ・ 退院支援強化事業
- ・ 地域における教育ステーション事業

### 第3節 在宅療養を支える人材の確保・育成

- 在宅療養を支える人材の確保・育成に向け、医療と介護の連携強化を推進するための研修等を実施していきます。

## 第3章 認知症対策の総合的な推進

### 第1節 認知症対策の推進

- 認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策を引き続き推進します。
- 区市町村が円滑に地域支援事業において認知症総合支援事業を実施できるよう、必要な支援を行っていきます。

### 第2節 地域連携の推進と専門医療の提供

- 地域の支援体制を構築するため、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを島しょ地域を除く全区市町村に設置し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援していきます。
- 認知症の早期発見・診断・対応を推進するため、都民の認知症への理解を深めるための普及啓発を行うとともに、認知症支援コーディネーターと認知症アウトリーチチームの取組を進めていきます。

☆主な施策（一部抜粋）

- ・ 認知症疾患医療センター運営事業
- ・ 認知症支援コーディネーター事業[新規]

### 第3節 認知症の人と家族を支える人材の育成

- 認知症の人と家族を地域で支える人材を育成するため、認知症介護の実践的知識・技術習得のための研修や、医療従事者等の認知症対応力向上を図る研修実施等の取組を進めます。

☆主な施策（一部抜粋）

- ・ 認知症支援推進センター設置事業[新規]

### 第4節 認知症の人と家族を支える地域づくり

- 認知症の人と家族を支える地域づくりを進めるため、東京都認知症対策推進会議での検討などを踏まえ、効果的な支援策を構築します。
- 社会的に対策が遅れている若年性認知症について、先駆的な取組を推進します。

## 第4章 地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成

### 第1節 介護人材の需給推計

- 平成29年度までに約●人、平成32年度までに約●人、平成37年度までに約●人の介護職員が必要となります。※介護職員の需給については推計中
- 都では、国が開発した介護人材需給推計ワークシートを用いて、介護職員の需給推計を実施しています。
- 需給推計は、需要推計と供給推計から成り立っており、それぞれ、平成29年度、32年度、37年度の介護職員数を推計しています。

### 第2節 介護人材対策の推進

- 都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、介護・福祉の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、総合的な取組を進めます。
- 医療的知識の習得など、専門性の向上に向けた人材育成を積極的に支援していきます。

#### ☆主な施策（一部抜粋）

- ・介護職員キャリアパス導入促進事業[新規]
- ・潜在的介護職員活用推進事業[新規]

## 第5章 高齢者の住まいの確保

### 第1節 高齢者向け住宅等の確保・居住支援

- 高齢者が安心して居住できる住まいの充実を図ります。
- 都独自基準を設けるなど、サービスの質の確保を図り、より安心して居住できる住まいを提供していきます。
- 高齢者向け住宅における契約形態を分かりやすいものにしていきます。

☆平成37年の整備目標

事項	平成25年度末	平成37年の目標値
サービス付き高齢者向け住宅等	14,181戸	2万8千戸

### 第2節 高齢者向け施設（介護保険施設、有料老人ホーム等）の確保

- 特別養護老人ホーム、介護専用型有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の整備に加え、軽費老人ホームの居室面積要件等を緩和した施設基準による都市型軽費老人ホームの設置等により高齢者向け施設の供給促進を図ります。

## 第6章 介護予防の推進と支え合う地域づくり

### 第1節 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

☆主な施策（一部抜粋）

- ・機能強化型地域包括支援センター設置促進事業

### 第2節 介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な実施に向けて、区市町村の介護予防機能の強化に資する支援を行います。
- 一人暮らし高齢者や夫婦のみ世帯が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動や見守りネットワークの構築を支援します。
- 「団塊の世代」を始めとする元気な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備します。

☆主な施策（一部抜粋）

- ・生活支援コーディネーター養成研修事業[新規]
- ・介護予防における地域リハビリテーション促進事業[新規]
- ・多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進事業[新規]

### 第3節 就業・起業の支援

- 就業を希望する高齢者の就業相談、能力開発や起業を志す高齢者の創業の場の提供などに取り組んでいきます。

#### 第4節 家族や地域が高齢者を支えることができる環境づくり

- 小規模多機能型居宅介護やショートステイについて都独自の整備費補助を行うなど、要介護者や家族が安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備を支援します。
- 高齢者を支える家族が、仕事と介護の両立などワークライフバランスを実現できるよう、ワークライフバランスの推進に向けた社会的機運の醸成や企業の雇用環境整備への支援を進めます。
- 介護従事者が働き続けられるよう相談支援の体制や、再就職できる体制を整備します。

☆主な施策（一部抜粋）

- ・地域密着型サービス等重点整備事業
- ・仕事と介護の両立推進事業[新規]

#### 第5節 健康づくりの推進

- 都民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするため、健康寿命の延伸を目指します。
- 都民一人ひとりが、住んでいる地域にかかわらず日常生活に必要な機能を維持できるよう、区市町村間における健康寿命の差の縮小を目指します。
- 生活習慣病の予防として、負担感なく生活習慣を変えることができる工夫を示し、健康づくりの実践を支援していきます。
- 多様な世代が地域で活動できる場や機会、地域の人とともに健康づくりに取り組む機運を醸成し、生涯を通じた健康づくりを推進します。

#### 第6節 高齢者の権利擁護と虐待等への対応

- 高齢者の権利擁護について、都民や区市町村に適切な情報提供を行い、普及啓発を図るとともに、成年後見制度の普及などに取り組む区市町村を支援します。
- 高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向け、区市町村等への相談支援や、区市町村、介護サービス事業者等における人材育成に努めます。
- 高齢者の消費者被害を防止するための区市町村の仕組みづくりを推進します。

## 第7節 福祉のまちづくりの推進

- 東京都福祉のまちづくり条例や高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）に基づき、福祉のまちづくりを支援していきます。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指します。

## 第8節 安全・安心の確保

- 要配慮者対策に取り組む区市町村を支援します。
- 高齢者の交通安全意識の向上を図ります。
- 感染症予防・防止に係る理解の促進の取組を支援していきます。

## 第3部 資料

### 第1章 介護サービス等の見込み【東京都合計】

都内各保険者（区市町村）が、介護保険事業計画策定のために推計した介護給付等対象サービス量又は利用者数の平成27年度から平成29年度まで、平成32年度及び平成37年度の見込みを集計した東京都全体のデータを掲載しています。

### 第2章 介護サービス等の見込み【圏域別】

都内各保険者（区市町村）が、介護保険事業計画策定のために推計した介護給付等対象サービス量又は利用者数の平成27年度から平成29年度まで、平成32年度及び平成37年度の見込みを集計した圏域別のデータを掲載しています。

### 第3章 各種基礎データ

第1章・第2章で掲載したデータについて、一覧で見ることができる表を掲載しています。

### 第4章 施策一覧

本計画に記載されている施策の一覧を掲載しています。

### 第5章 目標となる指標

各章の目標となる指標の一覧を掲載しています。

### 第6章 その他

計画の策定過程について記載しています。